

建設関連業務に係る電子入札実施要領

〔平成22年6月29日〕
建 技 第 2 6 6 号

【沿革】平成22年6月29日付け建技第266号制定、平成23年3月22日付け建技第856号一部改正、平成24年6月20日付け建技第163号一部改正、平成26年8月20日付け建技第284号一部改正、令和5年2月27日付け建技第771号一部改正、令和6年3月14日付け建技第835号一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、建設関連業務に係る入札手続きを岩手県電子調達基盤システムにより行う場合において、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 岩手県電子調達基盤システム 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第102条第2項の規定に基づき、建設関連業務の入札手続きのうち入札案件の登録から参加申請、入札、落札者の決定までの事務について、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うシステム（岩手県電子入札システム及び入札情報公開サービス）をいう。
- (2) 電子入札 本要領に基づき、岩手県電子調達基盤システムで執行する入札をいう。
- (3) 紙入札 紙媒体により執行する入札をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいい、受注者と発注機関の双方でICカードを使用した情報のやりとりを行うもの。
- (5) 入札課長等 建設技術振興課総括課長、広域振興局の審査指導監及び広域振興局の審査指導監並びに広域振興局以外の農林水産部及び県土整備部に属する地方公所における建設関連業務の委託契約に係る競争入札実施要綱（平成22年6月29日建技第260号）第2第8号に規定する公所業務担当の長又は広域振興局の審査指導監並びに広域振興局以外の農林水産部及び県土整備部に属する地方公所における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要綱（平成24年9月25日建技第372号）第2第9号に規定する公所業務担当の長をいう。
- (6) 落札者等 条件付一般競争入札（簡易総合評価落札方式を含む。以下同じ。）における落札候補者又は指名競争入札における落札者をいう。
- (7) 電子くじ 入札参加者が入力した任意の数値（くじ番号）を用いた演算式により、コンピュータで落札者等を決定するシステムをいう。

(対象)

第3条 電子入札の対象入札方式は、次のとおりとする。

- (1) 条件付一般競争入札
- (2) 指名競争入札

(利用者登録)

第4条 電子入札により入札を行おうとする者は、あらかじめ岩手県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行うものとする。

(案件登録)

第5条 入札課長等は、電子入札を行う案件について、電子入札システム及び入札情報公

開サービスにより案件登録を行うものとする。

- 2 入札課長等は、電子入札の対象業務とした場合には、入札公告等においてその旨明記するものとする。

(入札参加の申込み)

第6条 第3条第1号の入札方式に係る入札参加申請は、原則として電子入札システムにより受け付けるものとする。ただし、提出する添付資料の容量が圧縮後において3MBを超える場合には、添付資料を持参により提出することができるものとする。

(入札書)

第7条 入札課長等は、電子入札による場合には、入札参加者に入札書を電子入札システムにより提出させるものとする。

- 2 入札の期間は、原則1日間とし、開札日の前日とする。
- 3 入札書は、入札金額その他所定の情報が入札課長等の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録がなされたときに到達したものとみなす。
- 4 前項の規定は、電子入札システムによる申請、届出その他が提出された時点について準用する。

(紙入札)

第8条 電子入札システムによる入札において、原則として紙入札は認めないものとする。ただし、入札参加者から紙入札参加承諾願が提出され、入札課長等があらかじめ承諾した場合にはこの限りでない。

- 2 紙入札での参加を認める基準その他詳細の手続きは、別途定める。

(開札)

第9条 入札課長等は、当該入札において、紙入札を承諾した入札参加者がある場合には、開札時に当該入札書記載の入札金額を電子入札システムに登録し、開札手続を行うものとする。

- 2 入札課長等は、やむを得ない事情があり電子入札による入札手続の続行が困難と認められる場合には開札を延期又は中止することができる。

(入札執行回数)

第10条 入札執行回数は再度入札を含めて3回を限度とする。

(落札決定の保留)

第11条 入札課長等は、開札後に広域振興局の審査指導監等並びに広域振興局以外の農林水産部及び県土整備部に属する地方公所における建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領(平成22年6月29日付け建技第261号)、県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札の実施要領(平成22年6月29日付け建技第270号)、広域振興局の審査指導監等並びに広域振興局以外の農林水産部及び県土整備部に属する地方公所における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要領(平成24年9月25日付け建技第371号)又は県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要領(平成24年9月25日付け建技第375号)の規定による入札参加資格の審査を行うために、落札者の決定を保留した場合には、入札参加者に対して当該業務が保留になった旨を電子入札システムにより通知するものとする。

- 2 入札課長等は、開札の結果について、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。

(落札決定)

第12条 入札課長等は、落札者を決定することができる場合には、落札を確認した上で、執行担当署名を付加し落札決定の処理を行うものとする。

(くじ)

第13条 入札課長等は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって

入札した者が2人以上ある場合は、電子くじにより落札者等を決定するものとする。

2 前項に基づく電子くじの手続が困難な場合には、別途入札課長等が指定する場所及び日時においてくじ引きにより落札者等を決定する。

(入札の無効)

第14条 電子入札による場合には、現行の入札心得等の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 開札日まで有効なICカードを有しない者のした入札
- (2) 入札課長等の承諾を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合
- (3) 同一案件において電子入札システムによる入札と紙入札とを二重にした場合
- (4) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (5) その他電子入札に関する条件に違反して入札した場合

(障害時の対応)

第15条 入札課長等は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入札が困難と判明した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査の上、受付締切時間及び開札予定時間の変更若しくは延長又は紙入札へ変更などの必要な処置を講じるものとする。

(入札参加者のICカードの取扱い)

第16条 電子入札システムを利用することができるICカードは、建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程(昭和58年岩手県告示第1328号。以下「資格等規程」という。)による入札参加資格者(以下「資格者」という。)又は資格者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任状により委任を受けた者(以下「受任者」という。)のICカードに限るものとする。ただし、資格者又は受任者のICカードが、代表者の変更、有効期限の満了等の理由で失効することが開札までの間に確実な場合には、個別案件における委任を認めることができるものとする。

2 電子入札においては、復代理人による入札は認めないものとする。

3 第1項の委任期間は、資格等規程第7条に基づく名簿の有効期間を限度とする。ただし、委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合は、書面による変更の届出を行わなければならない。

4 設計共同体における入札可能なICカードは、設計共同体の代表会社の代表者又は当該代表者から第1項の規定に基づき委任された者のICカードとし、次のとおり委任と受任の関係を明らかにしなければならない。

(1) 設計共同体の代表会社の代表者以外の構成会社を代表する者(以下「設計共同体非代表者の代表者」という。)又は設計共同体非代表者の代表者の受任者が設計共同体を結成しているときは当該受任者から、当該設計共同体の代表会社を代表する者(以下「設計共同体代表者の代表者」という。)又は設計共同体代表者の代表者の受任者が設計共同体を結成しているときは当該受任者に対し、入札・見積に関する権限が委任されていること。

(2) 入札に関する権限の委任は、設計共同体協定書にその定めを置くこと。ただし、委任状によりその権限の委任と受任の関係を明らかにすることを妨げるものではないこと。

(3) 前号の委任状は、入札参加する案件ごとに作成しなければならないこと。

5 入札参加者がICカードを次の方法により不正に使用したことが判明した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。落札後に不正使用したことが判明した場合には、契約締結前には契約を締結しないこととし、契約締結後には契約を解除す

るとともに、指名停止等の措置を行うことがある。

- (1) 他人の IC カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合
- (2) 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者の IC カードを使用して入札に参加又は参加しようとした場合
- (3) 同一案件に対して、複数の IC カードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出した場合
- (4) その他不正の目的をもって IC カードを使用した場合
(その他)

第 17 条 その他この要領に定めのない事項については、県土整備部長が別に定めるところによる。

附 則（平成 22 年 6 月 29 日付け建技第 266 号）

この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日付け建技第 856 号）

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 20 日付け建技第 163 号）

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 20 日付け建技第 284 号）

この要領は、平成 26 年 8 月 20 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 27 日付け建技第 771 号）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 14 日付け建技第 835 号）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う業務から適用する。